

## 9 千葉県市町村合併推進審議会関係

### 1 千葉県行政組織条例

昭和 32 年 9 月 10 日条例第 31 号

(中略)

(組織等)

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

2 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている各附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第四のとおりとする。

(中略)

(会議の運営等)

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(中略)

別表第四

附属機関名	組織	構成	定数	任期
(中略)				
千葉県市町村合併推進審議会	会長 委員	一 学識経験を有する者	十人以内	二年
		二 市及び町村の代表		

(以下省略)

平成 22 年 6 月 29 日の一部改正により、別表第四の該当部分を削除

### 2 千葉県市町村合併推進審議会運営要領

平成 17 年 11 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、千葉県行政組織条例(昭和 32 年条例第 31 号)第 34 条の規定により、千葉県市町村合併推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(関係者の出席)

第 2 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(指名委員による意見等の聴取)

第 3 条 審議会は、市町村その他の関係人又は住民等から意見又は説明を聴く必要があると認めるときは、委員を指名して、当該委員に聴かせることができる。この場合において、当該委員は、聴取した意見又は説明の概要を記載した調書を作成し、審議会に報告しなければならない。

(公開の方法)

第 4 条 審議会の会議の公開は、議場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

2 傍聴者には、会議を公正・円滑に運営するため、別紙「傍聴要領」を交付し、会場の秩序

維持に努めるものとする。

( 会議開催の周知 )

第 5 条 審議会の会議を開催するに当たっては、あらかじめ開催の日時及び場所、議題、問い合わせ先( 担当課、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法 ) を県ホームページに掲載する等の適切な方法により、県民等への周知を図るものとする。

( 会議録の作成 )

第 6 条 審議会は、次の事項を記載した会議録を作成する。

- ( 1 ) 会議の日時及び場所
- ( 2 ) 出席者の氏名
- ( 3 ) 議題
- ( 4 ) 議事の内容
- ( 5 ) その他必要な事項

( 資料等の公開 )

第 7 条 審議会の報告書及び会議録並びに審議会への提出資料については、県政情報の公表に関する要綱に基づき、適時適切に公表するものとする。

( 細則 )

第 8 条 この要領に定めるものの外、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 1 月 16 日から実施する。

別紙「傍聴要領」

千葉県市町村合併推進審議会

1 傍聴手続

- ( 1 ) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに受付を済ませ、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- ( 2 ) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- ( 1 ) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- ( 2 ) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ( 3 ) 議事進行及び他の方の傍聴の妨げになる会議開催中の写真撮影、録画等の行為は行わないこと。
- ( 4 ) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- ( 5 ) 会議の中で非公開とする決議を行った場合は、当該部分の議事は非公開となるので、傍聴者は事務局の指示に従い退室すること。
- ( 6 ) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- ( 1 ) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- ( 2 ) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わない時は、退場していただくことがあります。